○国土交通省告示第三百四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月三十日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第8号	ATPS－BL ATPS UEsys		パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号

○国土交通省告示第三百四十一号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第一号）第十七条の五第一項の規定により、登録証明事業の登録の更新を行ったため、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　更新年月日　平成二十九年三月十二日
二　登録番号　（二）第二号
三　氏名又は名称　公益財団法人不動産流通推進センター
四　住所　東京都千代田区永田町一丁目十一番地三十号
五　法人である場合の代表者の氏名　伊藤　博
六　登録証明事業を行う事務所の名称　公益財団法人不動産流通推進センター
七　登録証明事業を行う事務所の所在地　東京都千代田区永田町一丁目十一番地三十号サウスヒル永田町八階
八　登録証明事業の名称　不動産コンサルティング技能試験・登録事業
九　登録証明事業を開始する年月日　平成二十九年三月十二日

○北陸地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日　　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　朝日都市計画道路事業三・四・二号草野泊線
三　事業施行期間　自平成二十九年四月十一日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　富山県下新川郡朝日町荒川字東前田、字南塚田、東草野字島田、沼保字江上、泊字塚田、字亀子地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月十一日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号　㈱クボタ 代表取締役　木股　昌俊
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町2－1　㈱クボタ　滋賀工場 茨城県北茨城市磯原町上相田1099－46　日東電気㈱　磯原工場
浄化槽の名称	認定番号
クボタ浄化槽　HCZ－28型	6－17－H－0025－13
〃　HCZ－32型	〃　－14
〃　HCZ－42型	〃　－15

沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業
兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場
滋賀県甲賀市水口町下山40－1　㈱吉中化成
福岡県宮若市宮田918番地の11　㈲大勝工業

○近畿地方整備局告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　四十二号　和歌山県西牟婁郡白浜町日置字中芝六八三番五地先から同町日置字谷ケ地五番四まで

㈡　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

㈢　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

㈣　占用の制限の開始の期日　平成二十九年五月二日

㈤　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日　　北海道開発局長　今　日出人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道留萌郡小平町字小平町五一番二から同町字小平町一〇八番一三まで	前	A　一五・三〇～五六・七二（メートル）	〇・七二二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一五・三〇～五六・七二 B　一三・五〇～六二・七一	〇・七二二 〇・七二八	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部